

## 大竹会長コメント

障害者が交通事故による被害を受けた時の逸失利益の算定方法は前々から裁判でよく問題になっていますが、障害者権利条約第5条（平等及び無差別）は障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供を求めています。またこれは障害者が「合理的配慮の提供」で社会的障壁が取り除かれて、初めて障害のない人と対等に社会生活を送れることを目指しています。

今回の裁判の焦点はきこえない人（子ども）に対する逸失利益の算定、即ち命や体に障害があるかないかで値段を決める方法であり、まさしく医学モデルの典型です。数年前まで障害者を締め出してきた日本の社会そのものです。

特に障害をもつ子どもたちにとって、今後の社会生活は、現在よりも合理的配慮が幅広く提供され、障害を気にすることなく希望にあふれる明るい生活を送れる環境が必要です。わが国は障害者権利条約の締結国でもあり、そのために私たちは運動を進めなければならないし、医学モデルでなく社会モデルに沿った将来の生活設計を想定した内容で裁判をすすめてほしいと切望します。